

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和元年度末までに161件の不服の裁定事件が係属し、158件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

令和元年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された5件であり、うち2件は元年度中に終結し、3件は翌年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

(令和2年3月31日現在)

(単位：件)

関係法律	処分区分	認容	棄却	却下	取下げ	他	計
鉱業法		1	12	4	14	0	31
採石法		5	17	2	26	0	50
森林法		0	1	4	3	0	8
農地法		0	1	2	0	1	4
海岸法		0	1	0	2	0	3
自然公園法		0	5	0	3	0	8
河川法		0	1	1	0	0	2
砂利採取法		5	15	5	17	0	42
都市計画法		0	7	0	1	0	8
その他		0	0	2	0	0	2
計		11	60	20	66	1	158

(注) 1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和2年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表2-3-2 令和元年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成28年 (フ) 第4号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県業者 1社	三重県 尾鷲建 設事務 所長	平成 28.10.27	係属中
平成29年 (フ) 第2号 (参加)	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県内漁 業組合連合 会外3組合 (2組合消 滅)	三重県 尾鷲建 設事務 所長	平成 29. 3. 30 (令和 元.5.28)	係属中
平成30年 (フ) 第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	秋田県業者 1社	山形県 知事	平成 30. 9. 21	係属中
平成31年 (フ) 第1号	岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	岡山県業者 1社	中国経 済産業 局長	平成 31. 3. 14	令和 元.10.23 棄却
平成31年 (フ) 第2号	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	東京都電力 会社1社	福島県 知事	平成 31. 3. 20	令和 2. 3. 23 取下げ

第1節 令和元年度に係属した不服の裁定事件

令和元年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成28年(フ)第4号事件・平成29年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年11月15日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果に関係があると主張する三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定した(令和元年5月28日、合併により2組合消滅)。これまで、4回の審理期日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成28年10月27日	裁定申請受付
11月15日	審理手続開始
平成29年2月3日	第1回審理期日
3月30日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から参加申立受付
4月28日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定
5月29日	第2回審理期日
10月27日	第3回審理期日
平成30年1月18日	第4回審理期日
令和元年5月28日	合併による2組合の消滅届出受付

2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成30年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで同岩石採取計画を認可しないとの処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、平成30年9月21日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成30年10月17日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、5回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成30年9月21日	裁定申請受付
10月17日	審理手続開始
平成31年3月25日	第1回審理期日
令和元年6月17日	第2回審理期日
9月17日	第3回審理期日
12月13日	第4回審理期日
令和2年3月9日	第5回審理期日

3 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

中国経済産業局長は、申請人からされた岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対し、平成30年12月14日付けで棄却の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対して、

岩石資源が不足する蓋然性は認められず、また、採石権の更新が土地所有権の制限にはならないとは認められないことから、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは認めることはできないと判断し、棄却決定を行ったが、かかる処分は、以下の①から③までの理由により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くため違法なものであるとして、申請人は、平成31年3月14日に同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

- ① 近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること。
- ② 土地所有権の重大な制限にはならないこと。
- ③ 申請人の岩石の採取が公共の福祉に反しないこと。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成31年4月18日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、令和元年10月23日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成31年3月14日 裁定申請受付
4月18日 審理手続開始
令和元年8月30日 第1回審理期日
10月23日 裁定（棄却）
11月19日 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第5号）

なお、本裁定に対しては、申請人から東京高等裁判所に裁定取消しの訴えが提起されている（本章第2節1参照）。

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成31年（フ）第1号 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

処分庁が申請人に対し平成30年12月14日付けでした採石権存続期間の更新決定申請棄却処分を取り消す。

2 処分庁

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、処分庁に対し、採石法（以下「法」という。）28条に基づき別紙1物件目録記載の11筆の土地（以下「本件土地」という。）に設定された採石権の存続期間を10年間更新するとの決定を求める申請をしたところ、処分庁が同申請を棄

却する処分をしたため、これを不服として、当該処分の取消しを求めた事案である。
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→「終了した不服裁定」を選択して該当する事件を参照)

4 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

福島県知事は、採石事業等を営むX(被処分者)からされた福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請(以下「本件認可申請」という。)に対し、平成30年3月23日付けで、認可の処分(以下「本件認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、電力会社であり、申請外A氏とA氏所有の土地に係る賃貸借契約を締結して当該土地に送電線路(電柱等)を設置している。本件認可申請に係る岩石採取場には、当該土地及び電柱等が含まれ、本件認可処分は当該電柱等に支障を与えないようにするとの条件の下でなされたものであるところ、Xは当該電柱等に支障を与えるおそれのある範囲での作業に着手し、本件認可処分の条件に違反する事実があるとして、申請人は、平成31年3月20日付けで本件認可処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和元年5月7日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、3回の審理期日を開催するなど、審理手続を進めたが、令和2年3月23日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本件申請事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成31年3月20日	裁定申請受付
令和元年5月7日	審理手続開始
11月29日	第1回審理期日
令和2年1月16日	第2回審理期日
3月9日	第3回審理期日
3月23日	申請取下げ

第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

令和元年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

1 東京高等裁判所令和元年(行ケ)第57号事件

(1) 裁定事件の概要

岡山県岡山市北区御津矢原で採石業を営む会社である申請人が、中国経済産業局長(原

処分庁)による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に係る棄却処分に対する不服裁定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、令和元年10月23日、前記申請を棄却する旨の裁定を行った（公調委平成31年（フ）第1号事件、本章第1節3参照）。

(2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、裁定委員会の本件裁定を不服として、国を被告として、令和元年12月26日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。

(3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、本件訴訟について審理を開始した。